

事 務 連 絡
令和 6 年 9 月 26 日

各都道府県市区町村担当課
各指定都市地域コミュニティ担当課

} 御中

総務省自治行政局市町村課

「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る質疑応答集について

地方自治法の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 65 号。以下「改正法」という。）は、令和 6 年 6 月 26 日に公布され、本日施行されました。

また、改正法の施行に伴い、地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和 6 年政令第 297 号）及び地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和 6 年総務省令第 87 号）についても、本日公布及び施行されました。

つきましては、本法改正により新たに創設された「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る質疑応答集について、別添のとおりまとめましたので、執務上の参考としてお知らせします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）に対しても、この旨周知願います。

問合せ先
総務省自治行政局市町村課
酒井補佐、深津係長、坂口官、平下官
TEL:03-5253-5516
FAX:03-5253-5592

地方自治法第 260 条の 49 に規定する 「指定地域共同活動団体」制度の運用等に係る質疑応答集

目 次

【指定地域共同活動団体制度の概要等】

- 問 1 市町村のみを制度の対象としており、都道府県を対象外としている理由如何。
- 問 2 指定地域共同活動団体としてどのような団体が想定されるのか。
- 問 3 既に条例等を定めて、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う団体を市町村長が指定・認定している市町村は、指定地域共同活動団体制度の施行によって影響を受けるのか。
- 問 4 指定地域共同活動団体と法人格との関係如何。
- 問 5 市町村が、特定の団体を指定地域共同活動団体として指定し、支援や調整を行い、また、随意契約による委託及び行政財産の貸付けの特例ができることによって、当該団体がいわゆる下請け組織化され、あるいは、当該団体との間に癒着が生まれるようなことにならないか。

【指定地域共同活動団体について】

- 問 6 指定地域共同活動団体として具体的にどのような団体を指定するかについては、市町村の裁量に委ねられているとの理解でよいのか。
- 問 7 本制度の導入に当たり、指定地域共同活動団体の民主的で透明性の高い運営を確保するために、市町村において、法令の規定より厳しい要件を条例により独自に設けることは、差し支えないか。
- 問 8 特定地域共同活動とは、具体的にどのような活動が想定されるのか。
- 問 9 指定地域共同活動団体の構成員についての考え方及び指定対象となる団体の考え方如何。
- 問 10 「地域の多様な主体との連携その他の方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。
- 問 11 指定地域共同活動団体は、定款・規約等で、どのような内容を定める必要があるか。
- 問 12 営利企業は、指定地域共同活動団体の指定対象となり得るのか。

【市町村による特定地域共同活動に対する支援等について】

問 13 市町村による指定地域共同活動団体への支援や調整とは、具体的にどのようなものか。

【随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例について】

問 14 随意契約及び行政財産の貸付けの特例を設ける理由は何か。また、具体例としてどのような活用が想定されるのか。

【指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組みについて】

問 15 市町村による指定地域共同活動団体への報告徴収・措置命令・指定取消の権限が認められていることで、指定地域共同活動団体による自主性・自立性が阻害されることはないか。

〔凡例〕

法：地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）

【指定地域共同活動団体制度の概要等】

問１ 市町村のみを制度の対象としており、都道府県を対象外としている理由如何。

（答）

- 地方公共団体は、地域における事務を広く処理するものであり、地域の多様な主体との連携及び協働は、一般的に重要である。
- 一方で、第33次地方制度調査会の答申(令和5年12月21日)では、「多様な主体が参画し、連携・協働を図りつつ、それぞれの強みを活かした活動を行っていく枠組み（プラットフォーム）を市町村が構築」する取組が重要であると提言された。
- こうした提言等を踏まえて、市町村は、住民の日常生活に密着した事務の処理に当たって、地域の多様な主体と協力して、住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図ることが求められることを明確化した上で、地域の多様な主体が連携・協働し、地域における生活サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層活躍できる環境を整備するため、新たに指定地域共同活動団体制度を創設し、市町村による支援や調整を行うこととされたことに加えて、一定の場合に、随意契約による関連事務の委託や行政財産の貸付けを可能とする特例が設けられたところである。
- このように、本制度は、地域における生活サービスの提供等に資する活動を行う団体に係るものであることから、市町村のみを対象としており、広域にわたる事務、市町村に関する連絡調整等の事務を処理する都道府県は、運用主体として想定されない。

問２ 指定地域共同活動団体としてどのような団体が想定されるのか。

（答）

- 例えば、近年地域の暮らしを支える重要な担い手となっている地域運営組織や、他の主体と連携して地域の課題解決のための活動を行う地域の住民が主体となって運営されているNPO、複数の自治会等を構成員とする団体などが、指定地域共同活動団体として指定される可能性があるものと考えられる。

問３ 既に条例等を定めて、住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資する活動を行う団体を市町村長が指定・認定している市町村は、指定地域共同活動団体制度の施行によって影響を受けるのか。

（答）

- 市町村において、条例等を定めて地域課題の解決に取り組む団体を認定等し、助成金の交付や情報提供等の支援、当該団体が策定する計画等の尊重・市町村施策への反映など、創意工夫による取組を行っている事例がある。

- これらの中には、認定等を受けた団体が地域における多様な主体のプラットフォームとしての役割を担うなど、多様な主体と連携・協働して活動を行うことで、それぞれの強みを活かし、住民のニーズに応えるサービスの提供や地域の課題解決のために取り組んでいるものもある。
- 一方、本制度は、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保を図るため、市町村が特に必要と考える活動を行う団体を条例で要件を定めて指定し、支援や調整を行うこととするとともに、指定を受けた団体に対する随意契約及び行政財産の貸付けの特例を設けている。
- したがって、既に条例等を定めて認定等を行っている市町村が本制度を活用するためには、改めて、本制度の導入・運用に当たって市町村において条例・規則等で定めなければならない事項等を踏まえて、必要に応じて条例等の改正を行った上で、指定地域共同活動団体の指定を行うことになる。
- なお、本制度を活用せずに、市町村独自の取組を引き続き継続することも可能であり、地域の実情に応じて判断されたい。

問4 指定地域共同活動団体と法人格との関係如何。

(答)

- 地域で共同活動を行う団体には、様々な主体が想定されることから、任意団体も指定の対象から排除されることのないように、本制度では、法人格の有無という形式的な要件は設けられていない。
- 一方で、本制度では、随意契約及び行政財産の貸付けの特例が設けられているが、これらの特例の対象となる契約を締結するに当たり、指定地域共同活動団体が任意団体である場合には、当該団体は契約の主体となり得ず、その代表者において契約を行うこととなる。このため、当該団体において、法人格の取得が必要と判断した場合には、それぞれの活動実態に即して、認可地縁団体制度のほか、一般社団法人、特定非営利活動法人などの既存の制度を活用することが考えられる。

問5 市町村が、特定の団体を指定地域共同活動団体として指定し、支援や調整を行い、また、随意契約による委託及び行政財産の貸付けの特例ができることによって、当該団体がいわゆる下請け組織化され、あるいは、当該団体との間に癒着が生まれるようなことにならないか。

(答)

- 人口減少・高齢化等に伴い地域社会が様々な資源制約に直面する中で、人手不足や複雑化する課題に対応し、人々が快適で安心な暮らしを営むことができるようにするためには、地域の多様な主体が連携・協働し、地域における生活サービスの提供を担う必要がある。

- 本制度は、このような実情を踏まえて、市町村が、地域の多様な主体の自主性・自立性を尊重しつつ、生活サービスの提供に資する活動を地域の多様な主体と連携して行う団体を指定し、当該団体の活動を支援するものである。
- このため、
 - 本制度の導入は、市町村の判断に委ねられており、指定地域共同活動団体が行う特定地域共同活動の内容や指定の要件についても、地域の実情に応じて、市町村の条例で定めることとしていること、
 - 指定は、あくまで団体からの申請に基づき行われるものであること、
 - 適正な運営を確保するための市町村による指定地域共同活動団体への関与は、活動状況等の公表や、報告徴収、措置命令など、必要最小限の事項に限定していることとされている。
- このように、本制度は、市町村が地域の多様な主体と協力して住民福祉の増進を図る観点から、住民共助の一環として地域における共同活動を行う団体を指定する仕組みであり、自主的な共同活動を阻害することがないように、当該団体の自主性・自立性を最大限尊重していることから、市町村の事務を当該団体に一方的に押し付けたりすることのないように留意し、いわゆる市町村の下請け組織化しているとの指摘を招かないようにすることが求められる。
- また、指定地域共同活動団体は、市町村による支援や調整を受けるなど、指定の効果として特別な立場を有し、住民の日常生活に密接に関連する活動を行うことから、
 - 一定の場合に当該団体との間で特例として認められる随意契約については、市町村の規則により、契約手続の透明性及び公正性の確保が求められること、
 - 当該団体による特定地域共同活動の状況や市町村による支援の状況を公表することで、第三者によるチェックができる環境を確保すること、
 - 予算の議決や決算の認定等における議会の審議や監査委員による適正な財務執行の監視などを通じて、適確なチェック機能が果たされることにより、制度の適正な運用を確保し、癒着との指摘を招かないことが求められる。

【指定地域共同活動団体について】

問6 指定地域共同活動団体として具体的にどのような団体を指定するかについては、市町村の裁量に委ねられているとの理解でよい。

(答)

- 市町村長は、その事務を処理するに当たって、地域の多様な主体と協力して住民の福祉の増進を効率的かつ効果的に図る趣旨を達成するために必要と認めるときは、一定の要件に該当する地域的な共同活動を行う団体を、団体からの申請により指定地域共同活動団体として指定することができることとされている。

- 本制度は、地域において様々な主体による自主的な活動が行われていることを踏まえ、そのような地域コミュニティ活動を阻害することがないように、市町村が地域の実情に応じで導入・運用することができることとされている。
- また、指定の主な要件は、
 - 住民を主たる構成員とする団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であること、
 - 良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）を行うこと、
 - 地域の多様な主体との連携その他の方法により効率的かつ効果的に活動を行うと認められること、
 - 民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件を備えること
 としている。
- こうした制度の趣旨を踏まえて、指定に当たっての具体的な要件を、地域の実情に応じて条例で定めた上で、団体からの申請に基づく指定地域共同活動団体の指定について、適切にご判断いただきたい。

問7 本制度の導入に当たり、指定地域共同活動団体の民主的で透明性の高い運営を確保するために、市町村において、法令の規定より厳しい要件を条例により独自に設けることは、差し支えないか。

（答）

- 本制度は、地域の多様な主体が連携・協働し、地域における生活サービスの提供や課題解決の担い手として、より一層、活躍できる環境を整備するため、市町村による支援や調整に加えて、一定の場合に、随意契約や行政財産の貸付けを行いやすくする特例が設けられている。
- 本制度の適用を受けるためには、指定地域共同活動団体の適正な運営を確保する必要があることから、当該団体の指定の要件の一つとして、民主的で透明性の高い適正な運営を確保するために必要な要件を備えることが求められている。
- この要件については、地域の実情に応じて、条例において具体的に定めるものとされており、市町村は独自の規定を定めることが可能である。

《参考》（法第260条の49第2項第2号）「民主的で透明性の高い運営その他適正な運営を確保するために必要なものとして条例で定める要件」として想定される例

- ① 民主的な運営 → 構成員全員の意思に基づいて団体運営に係る意思決定がなされていること
（例）代表者及び役員の構成員の意思に基づく選出
- ② 透明性の高い運営 → 活動状況や財務状況などが対外的に公開されていること
（例）活動報告や会計書類の公表

- ③ その他適正な運営 → 上記以外の運営の適正性が図られていること
(例) 構成員資格の得喪に係る適正な運用など

問8 特定地域共同活動とは、具体的にどのような活動が想定されるのか。

(答)

- 特定地域共同活動の具体的な内容は、人口減少・少子高齢化による様々な資源制約や、住民ニーズ・地域課題の多様化・複雑化の中にあっても、住民が地域において快適で安心な日常生活を営むために特に必要となる生活サービスの提供に資する活動について、地域の実情に応じて、各市町村の条例で定めることとされており、例えば、地域における高齢者等の生活支援や子ども・子育て支援、地域の環境美化活動などが想定される。

《参考》 「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するもの」として想定される例

- 生活支援；買い物支援、高齢者の外出支援 等
- 居場所・環境；高齢者の居場所づくり(交流・健康づくり等)、子育て中の保護者が集まる場の提供、子ども食堂の運営、子どもの居場所づくり(学童・学習支援等)、地域の環境美化・清掃、地域集会施設の維持管理、地域行事、地域における文化・スポーツ等の生涯学習 等
- 安心・安全；高齢者への声掛け・見守り、子どもの登下校時の見守り、防犯パトロール、災害時の連絡・安否確認 等

問9 指定地域共同活動団体の構成員についての考え方及び指定対象となる団体の考え方如何。

(答)

- 指定地域共同活動団体の構成員としては、以下のものが想定される。

- ① 市町村内の一定の区域に住所を有する者(住民)
- ② ①を主たる構成員とする団体(地縁による団体等)
- ③ ①②以外の主体

- ・ 住民以外の個人(通学者、通勤者等)
- ・ ①を主たる構成員としない団体(住民主体ではない市民活動団体、企業、商店街連合会等)

- 指定地域共同活動団体の指定対象となる団体は、以下のア又はイのいずれかに該当する団体である。

なお、③を主たる構成員とする団体は、指定地域共同活動団体の指定対象とはならない。

- ア. ①を主たる構成員として、②又は③を従たる構成員(必須ではない)とする団体
(例) ・ 区域内に居住する全ての者を構成員とする団体

- ・ 区域内に居住する者を中心に、区域内で活動する各種団体（福祉活動団体、老人クラブ、子ども関係団体等）等を構成員とする団体
- イ. ②を主たる構成員として、①又は③を従たる構成員（必須ではない）とする団体
 - （例） ・ 区域内の地縁による団体を中心に、区域内で活動する各種団体（福祉活動団体、老人クラブ、子ども関係団体等）等を構成員とする団体

問 10 「地域の多様な主体との連携その他の方法」とは、具体的にどのような方法を想定しているのか。

（答）

- 「地域の多様な主体との連携」については、指定地域共同活動団体が、他の団体と互いに連絡をとり、協力し合って活動を行うことが想定され、例えば、指定地域共同活動団体が地域課題の解決方法を検討し、実際に活動を行う N P O や企業等の地域の多様な主体と連携して、地域課題の解決に向けた取組を実践することが考えられる。
- また、指定地域共同活動団体の構成員である複数の団体が、連携して活動を行うことも想定され、例えば、自治会、N P O 等の地域の多様な主体が構成員となっている指定地域共同活動団体が、地域課題の解決方法を検討するとともに、地域課題の解決に向けた取組を実践することが考えられる。

問 11 指定地域共同活動団体は、定款・規約等で、どのような内容を定める必要があるか。

（答）

- 指定地域共同活動団体の指定要件の一つとして、団体の定款・規約等において定めることが求められる事項は、次のとおりである。

① 目的

法第 260 条の 49 第 2 項第 1 号で規定されている「良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動であって、地域において住民が日常生活を営むために必要な環境の持続的な確保に資するものとして条例で定めるもの（特定地域共同活動）」を行うことが目的である旨を規定する。

② 名称

指定地域共同活動団体の正式名称について、対外的に明らかにする。

③ 主としてその活動を行う区域

指定地域共同活動団体の指定対象は、当該市町村内の一定の区域に住所を有する者を主たる構成員とする団体又は当該団体を主たる構成員とする団体であり、一定の区域において住民に対する生活サービスの提供に資する活動を行うことが制度の趣旨であることから、定款・規約等において、主として活動を行う区域を規定する。

④ 主たる事務所の所在地

指定地域共同活動団体について、一を限り設けられた主たる事務所の所在地を対外的に明らかにするものであり、この所在地が、当該団体の住所となるものである。

⑤ 構成員の資格に関する事項

同項柱書で示されている指定地域共同活動団体の指定対象として求められる構成員の内容が備わっていることが必要であることから、その資格の内容を規定する。

⑥ 代表者に関する事項

同項第2号の要件である民主的な運営を確保するため、指定地域共同活動団体の対外的代表機関としての代表者について、構成員の意思に基づいて選出されることなどが必要であることから、その選出方法、任期、権限等を規定する。

⑦ 会議に関する事項

同項第2号の要件である民主的な運営を確保するため、構成員の意思に基づいて団体の運営に係る意思決定がなされていることが必要であることから、意思決定機関である会議の招集方法、議決方法、議決事項等を規定する。

⑧ 会計に関する事項

同項第2号の要件である適正かつ透明性の高い運営を確保するため、会計に関する手続として、日常の出納業務や事業年度における収支予算・決算等に関する事項を規定する。

問 12 営利企業は、指定地域共同活動団体の指定対象となり得るのか。

(答)

- 指定地域共同活動団体の指定対象となる団体は、「地域的な共同活動を行う団体」であるとともに、主たる構成員が地域住民等である必要がある（法第260条の49第2項柱書）。
- ここでいう「地域的な共同活動を行う団体」とは、当該団体の本来の目的が、その地域で暮らす人々が自ら助け合い、地域的な諸課題の解決のために共同して行う活動にあり、現にそのような活動を行っている団体を指す。
- この点、営利企業については、地域的な共同活動を行うことを本来の目的とするものであるとはいえないため、一般的には、「地域的な共同活動を行う団体」には該当せず、指定対象とはならないものと考えられる。

【市町村による特定地域共同活動に対する支援等について】

問 13 市町村による指定地域共同活動団体への支援や調整とは、具体的にどのようなものか。

(答)

〈支援〉

- 市町村による具体的な支援については、地域の実情に応じた創意工夫による取組として、活動資金の助成、情報提供、研修や他団体との交流機会の提供等が想定される。
- なお、地域の暮らしを支える重要な担い手となっている地域運営組織は、市町村と協力しつつ、地域の多様な主体と連携して、生活サービスの提供に資する活動を行うために、申請があった場合には、指定地域共同活動団体の対象となり得るところであるが、地域運営組織の運営支援等に必要な経費に対して、地方交付税措置が講じられている。

〈調整〉

- また、市町村による、当事者間の活動の調整を図るための具体的な措置としては、例えば、両者の協議の場の設定や、連携の対象となる団体の紹介などとして、
 - ある小学校区で子ども食堂を営む指定地域共同活動団体が、隣の小学校区で子ども食堂を営むボランティア団体と連携して食材を融通し合うための、両者の協議・連絡調整の場を市町村が設定すること、
 - 共同で地域の子ども食堂マップを作るなどするため、指定地域共同活動団体が市町村に調整を求め、それを受けて、指定地域共同活動団体に関連のボランティア団体を紹介することなどが考えられる。

【随意契約及び行政財産の貸付けに関する特例について】

問 14 随意契約及び行政財産の貸付けの特例を設ける理由は何か。また、具体例としてどのような活用が想定されるのか。

（答）

- 本制度では、市町村の事務と関連する特定地域共同活動を委託することにより当該団体が一体的に行うことで、また、当該団体が行政財産を使用して特定地域共同活動を行うことで、相乗効果により、効率的かつ効果的に住民の福祉の増進が一層図られると認められる場合に、随意契約及び行政財産の貸付けを可能とする特例を設けている。
- 本特例の活用例としては、以下のような場合が想定される。

〔随意契約による委託〕

- 地域の美化清掃活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が地域内にある公園の維持管理業務を委託して、一体的に地域の環境整備を図る。
- 高齢者の健康づくり活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が高齢者訪問（見守り）事業を委託して、高齢者支援として一体的に活動を行う。
- 地域の多文化共生活動を行う指定地域共同活動団体に対して、市町村が外国人住民向けの日本語講座事業を委託する。

〔行政財産の貸付け〕

- 市町村の保健センター内の一室を借り受けて、指定地域共同活動団体が高齢者の交流喫茶を開催することで、保健センターに相談に訪れた高齢者が、その足で高齢者交流事業に参加することができる。
- 市町村の保健センター内の一室を借り受けて、保健センターで実施される健康診断と連携して指定地域共同活動団体が健康セミナーを開催することで、高齢者が、健康診断で指摘された運動・食事の改善等についてその場で学ぶことができる。
- 小学校内の教室の一室を借り受けて、指定地域共同活動団体が子ども食堂を運営する。

【指定地域共同活動団体の適正な運営を確保するための仕組みについて】

問15 市町村による指定地域共同活動団体への報告徴収・措置命令・指定取消の権限が認められていることで、指定地域共同活動団体による自主性・自立性が阻害されることにはならないか。

（答）

- 指定地域共同活動団体に対しては、自主性・自立性を最大限尊重する一方で、市町村による支援や調整を受け、一定の場合に、随意契約の事務委託及び行政財産の貸付けの特例の適用が可能となることから、適正な運営を確保する必要がある。
- 一方で、市町村から指定地域共同活動団体への関与は、自主性を尊重しつつ、当該団体の適正な運営を確保するため必要最小限度の事項に限定しており、例えば、措置命令の要件は、
 - 指定要件を欠くとき
 - 法令、法令に基づいてする行政庁の処分、市町村の条例に違反するとき
 - 運営が著しく適正を欠くとき
 に限定しているほか、措置命令は本制度の施行に必要な限度において行うこととしている。
- また、指定取消しの要件についても、
 - 指定要件を欠き、命令によっては改善を期待できないとき
 - 命令に違反したとき
 - 不正な手段により指定を受けたとき
 - その他条例で定めるとき
 に限定し、指定の安定性に一定の配慮をしている。
- 市町村には、本制度の趣旨を踏まえて、指定地域共同活動団体の自主性・自立性を阻害することのない運用に努められたい。